

秋田県条例第十五号

秋田県子ども施策審議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定する子ども施策（次条第二項第一号において「子ども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、秋田県子ども施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項に規定する合議制の機関とする。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員十六人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 子ども施策に関係する団体の役員

二 学識経験を有する者

三 その他知事が適当と認める者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任規定)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「青少年健全育成審議会の委員」を「青少年健全育成審議会の委員」に改める。
「子ども施策審議会の委員」

(秋田県社会福祉審議会条例の一部改正)

3 秋田県社会福祉審議会条例(平成十二年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第四項の規定」を削る。

第八条第一項中「次に掲げる」を「里親の認定その他の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく」に改め、各号を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「里親の認定その他の児童福祉法に基づく」に、「同項」を「第一項」に改める。

(秋田県子ども・子育て支援条例の一部改正)

4 秋田県子ども・子育て支援条例(平成十八年秋田県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「秋田県社会福祉審議会」を「秋田県子ども施策審議会」に改める。